

# 北海道感染症診査協議会条例施行規則

(平成19年3月16日・規則第15号)

## (趣旨)

第1条 この規則は、北海道感染症診査協議会条例(平成11年北海道条例第1号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、北海道感染症診査協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (部会)

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき、協議会に次の部会を置く。

- (1) 感染症部会
- (2) 結核部会

## (所掌事項)

第3条 感染症部会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第24条第3項各号に掲げる事務(次項に規定するものを除く。)を行う。

2 結核部会は、法第24条第3項各号に掲げる事務(結核に係るものに限る。)を行う。

## (部会の組織)

第4条 感染症部会は、委員6人以内で組織する。

2 結核部会は、委員5人以内で組織する。

## (部会の会議)

第5条 部会の会議は、保健所長が招集する。

2 部会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (会長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。